

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA県B市所在のC病院に採用され、介護士として勤務していたところ、平成〇年〇月〇日、介護作業中にベッドから転倒し、ベッドの柵に右手親指を強打した。同日、請求人は、D病院に受診し「右母指関節脱臼」（以下「本件傷病」という。）と診断され、同月〇日からE病院に転医し療養していた。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は請求人の本件傷病は業務上の事由によるものであると認め、これらを支給してきたが、請求人からの平成〇年〇月〇日から同月〇日までの休業補償給付の請求については、同年〇月〇日をもって治ゆ（症状固定）していると判断し、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人の本件傷病は平成〇年〇月〇日をもって治ゆ（症状固定）したとして、同年〇月〇日以降の期間に係る休業補償給付を支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労災保険法に基づく休業補償給付の対象となるのは、医学的にみて、通常医療効果の期待できる場合に限られ、傷病の症状が固定した状態に至り、もはや症状改善のための効果的な治療が期待できなくなったときは、身体に障害が残り、それに対しての対症療法が施行されていたとしても、当該傷病は「治ゆ」したものとして、同法所定の休業補償給付の対象外となるものである。

(2) 請求人は、平成〇年〇月〇日以降も、E病院に「右母指脱臼」の傷病名により通院しているが、F医師作成の平成〇年〇月〇日付けの意見書には、要旨、①右母指の痛み、右手関節の痛み、しびれの訴えがあり症状増悪・寛解を繰り返すも、投薬にて症状がある程度緩和傾向となったこと、②投薬を主体とした保存療法を行ってきたこと、③平成〇年〇月〇日が治ゆの見込み時期であること等の記載がある。さらに、E病院の治療内容等（診療費請求内訳書）には、平成〇年〇月以降については、「診察・投薬」のみの記載があり、F医師作成の上記意見書の内容を裏付けるものとなっている。

(3) したがって、平成〇年〇月以降については、請求人は疼痛等に対する投薬治療を主とする保存療法を受けていたものであり、上記（1）の治ゆの解釈に照らして判断すると、請求人の本件傷病を同年〇月〇日をもって治ゆ（症状固定）とするF医師の所見は妥当であると判断する。

(4) この点、請求人は、再審査請求の理由等で「監督署長の処分は、医療機関の

診断書による治ゆ日を平成〇年〇月〇日と認定したものと相反しており、医療機関の手違いで投薬、休業補償給付支給請求書に証明した等を理由とする決定は納得しがたいものである。」と主張する。

確かに、F 医師作成の平成〇年〇月〇日付け診断書においては、治ゆ年月日欄に、「平成〇年〇月〇日」と記載があるものの、同医師はその後、同年〇月〇日付けの意見書において、要旨、①治ゆ年月日は、療養の経過から平成〇年〇月〇日であること、②平成〇年〇月〇日以前から症状固定については請求人に対し何度も説明を行ってきたこと等を明確に述べ、治ゆ年月日を平成〇年〇月〇日とした前記意見書を修正し、改めて請求人の治ゆ年月日を平成〇年〇月〇日と示しているところであり、その所見に疑義を挟む余地はない。

- 3 以上のとおりであるので、請求人の本件傷病は平成〇年〇月〇日に治ゆの状態にあったと認められ、したがって、監督署長が請求人にした同年9月1日以降の休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。